

【主な内容】

新型コロナウイルスに関する支援…	2P
3小学校運動会 …	6P
上半期長生村の家計簿 …	8P
年末調整の扶養控除について …	13P



中秋の名月

10月1日の十五夜では、見事な満月が夜空に輝いていました。写真は、村内在住の入澤久さん（市ヶ谷）がコロナの終息を願い撮影したものです。

人口	14,065人(-12)	転入	19人
男	6,991人(-10)	転出	25人
女	7,074人(-2)	出生	8人
世帯数	6,089世帯(±0)	死亡	14人
10月1日現在 () 内は前月比			

受け取れるお金の情報

重度心身障がい者・介護認定者への給付金

給付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して福祉課へ提出してください。（郵送可）

給付対象者

緊急事態宣言解除日の5月25日（基準日）において、在宅で日常生活を過ごされた重度心身障がい者^{注1}及び要介護認定者^{注2}

※障がい・介護施設への入所、医療機関への入院及び生活保護受給者を除く。
※給付対象者には村から申請書を郵送しています。

注1 重度心身障がい者とは、次に該当する手帳所持者

- ①身体障害者手帳1、2級
- ②療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2
- ③精神保健福祉手帳1級

注2 要介護認定者とは、要介護状態区分が要介護1～5に認定された人



給付額

重度心身障がい者 2万円
要介護1～3 1万円
要介護4～5 2万円
※一人あたり2万円が限度額（1回限り）

必要書類

給付申請書
通帳またはキャッシュカードの写し

給付方法

原則として、給付対象者名義の口座へ振込み

申請者

給付対象者本人、または給付対象者から委任を受けた代理人

申請期限

令和2年12月15日（火）

介護・障がい福祉サービスの従事者への給付金

給付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して福祉課へ提出してください。（郵送可）
※申請方法についての詳細はホームページをご覧ください。

給付対象者

申請時点で村内に所在する介護・障がいサービス施設に勤務している職員であって、①と②に該当する人

- ①令和2年1月30日から6月30日までの間において、村内に所在する介護・障がい福祉サービス施設・事業所等に通算して10日以上勤務した職員
 - ②「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に従事している職員
- ※身体介護を行う職員の他、利用者と対面・会話する事務職員等も含む。

申請者

給付対象者から委任を受けた介護・障がい福祉サービス施設・事業所が属する法人

※対象期間中の勤務先と現在の勤務先が違う場合でも、原則として現在の勤務先を通じて申請してください。
なお、勤務先を通じた申請が困難な場合は、個人で直接申請することも可能です。

給付額

1人につき2万円（1回限り）

給付方法

申請法人又は、給付対象者名義の口座へ振込み

申請期限

令和2年12月15日（火）

問い合わせ 福祉課 介護保険係 ☎(32) 6809 障がい者支援係 ☎(32) 6810

受け取れるお金の情報

医療従事者・医療機関への給付金

給付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して健康推進課へ提出してください。
※申請方法についての詳細はホームページをご覧ください。

給付対象者

令和2年1月30日から6月30日までの間において、村内に所在する医療機関等に通算して10日以上勤務した医療従事者等及び代表者。

※特別養護老人ホーム等施設に併設して開設している医療機関、休止中の医療機関、一般診療を受付していない医療機関等に勤務した職員及び代表者は除きます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした介護施設等に勤務する職員を対象とする支援給付金の給付を既に村から受けている職員及び他市町村から同様の医療従事者への支援金を受けている場合は、この支援金に基づく給付は受けることができません。

申請者

給付対象者から委任を受けた医療機関代表者

※給付対象者のうち離職等により現在勤務していない人も、原則として当時の勤務先を通じて申請してください。なお、勤務先を通じた申請が困難な場合は、個人で直接申請することも可能ですが、過去に在籍していた医療機関に勤務期間等の証明を取得した上で、申請してください。

給付額

1人につき 2万円(1回限り)
1医療機関につき 10万円(1回限り)

給付方法

申請医療機関代表者または給付対象者名義の口座へ振込み

申請期限

令和2年12月15日(火)

問い合わせ 健康推進課 ☎(32) 6800

減免等の情報

国民健康保険税の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の理由に該当する世帯は申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

対象となる世帯

- 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- 世帯の主たる生計維持者が、次の3つの全てに該当する場合
 - ①給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年より10分の3以上減少する見込みであること
 - ②前年の所得の合計額が1000万円以下であること
 - ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※減免申請をすることができる範囲を拡充し、滞納のある世帯についても上の条件を満たす場合は減免申請ができるようになりました。

減免の対象となる保険税

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税

詳しい条件や手続きについては、税務課までお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 ☎(32) 2113

申請期限

令和3年3月31日(水)



長生村中小企業等感染症予防対策事業補助金

村では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下において、中小企業者の新たな挑戦を促進し、産業構造の転換や地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う中小企業者に対して補助金を交付します。

対象者

- ・長生村内に「主たる事業所」を有する中小企業者、小規模事業者、個人事業者
- ・市区町村税を滞納していない者
- ・事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
- ・「暴力団排除に関する規定」を遵守していること

補助金額等

補助率10分の10以内

補助上限額35万円(機器・備品・新サービス等30万円、消耗品5万円)

申請回数1事業者につき1回限り

対象経費

令和2年4月7日(国の緊急事態宣言発令日)から令和2年12月31日までに購入・設置した、飛沫感染や接触感染を防止するために要した費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とします。

※販売店等のポイント等で支払った部分は補助対象外の経費となります。

※国、県、市町村、その他団体の補助金を受けている場合は、差し引いた額を補助対象経費とします。

補助対象経費一覧 ※この表は、随時更新される可能性があります。

種別	対象経費	補助上限額
機器・備品	空気清浄機、自動水洗手洗器への改修、自動水洗トイレへの改修、自動扉への改修、アクリル板等によるパーティション、非接触型検温器、自動手指消毒器、デリバリー用バイク など	30万円 ※機器・備品、新サービス合わせて
新サービス	キャッシュレス決済導入に係る費用、店舗のリフォーム費用 など	
消耗品	マスク、アルコール消毒液、フェイスシールド、ビニール手袋、テイクアウト容器 など	5万円

※上記以外にも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。ただし、上記のものでも、感染防止対策のために使われないものであった場合、補助対象とはなりません。また、明らかに事業者としてではなく、個人で使用する目的と思われるものについても補助対象外とします。本補助金の趣旨をご理解いただき、節度ある申請をお願いします。



申請期限

令和3年1月29日(金)

※郵送の場合は消印有効

申請方法

申請書類

- ①長生村中小企業等感染症予防対策事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
- ②長生村で事業を行っていることが確認できる書類
- ③誓約書
- ④補助対象経費を支出したことを証する書類
- ⑤振込口座を確認できる書類(通帳の写し)
- ⑥【個人事業主の場合】本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- ⑦【村外在住個人事業主の場合】市区町村税に滞納がないことの証明書(納税証明書等)

※詳細については、村ホームページに掲載、または産業課窓口で配布している「長生村中小企業等感染症予防対策事業補助金申請要領」をご覧ください。

申請要領及び申請書類の入手方法

【電子データによる入手】

長生村ホームページ

(URL) www.vill.chosei.chiba.jp

【紙媒体による入手】

産業課窓口

※電子データによる入手が困難な場合または来庁が困難な場合は役場産業課まで連絡をください。郵送します。

受付方法

産業課の窓口または郵送で受付します。郵送先は補助金申請要領をご覧ください。

問い合わせ 産業課 ☎(32)2114



持続化給付金は 農業者の皆さんも対象です

国では新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年12月までに売り上げが50%以上減少した月があり、事業継続に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えするため、給付金を支給しています。

この給付金は、個人事業者の皆様が対象となり、農業者も対象に含まれています。

問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター

☎0120(279)292

受付時間

午前8時30分から午後7時まで

長生村中小企業再建支援金の 申請受付期間が延長になりました

「千葉県中小企業再建支援金」の申請受付期間延長及び支給対象の拡大に伴い「長生村中小企業等再建支援金」の申請受付期間を延長します。

申請はお早めをお願いします。

申請期限 令和3年3月31日(水)

※郵送の場合は消印有効



申請方法等詳細につきましては、村ホームページをご覧になるか、または産業課までお問い合わせください。

問い合わせ 産業課 ☎(32)2114

コロナに負けず元気いっぱい 3小学校運動会

10月14日に八積小学校、16日に高根小学校と一松小学校の運動会が開催されました。

今年の運動会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として無観客で行われました。

児童たちは、練習時間の少ない中それぞれの役割をしっかりと果たし、一致団結して運動会を成功に導いていました。

児童たちは、競技などのスタート直前までマスクを着用し、定期的に消毒を行うなどの感染症対策を行っていました。

結果は、八積小学校が白組、高根小学校が赤組、一松小学校が白組の勝利でした。



【豊臣秀吉が1位でゴール(八積小)】



【堂々とした姿がカッコいいマーチング(一松小)】



【1・2年生のかわいいダンス(高根小)】



【6年生によるラストラン(高根小)】



【白熱の紅白リレー(八積小)】



【ゴールまであと少し(一松小)】



【スタートに集中(八積小)】



【赤と白の接戦、勝敗はどちらに(高根小)】



【楽しい運動会に思わず笑顔(一松小)】

祝・100歳 おめでとうございます！



【鎌田すみさん】



【梅村菊野さんご家族】

9月15日の老人の日にあたり、令和2年度に100歳を迎えられた8人のみなさまに、内閣総理大臣からのお祝状と銀杯並びに、村からのご長寿のお祝状と記念品を贈らせていただきました。

今年は、新型コロナウイルスの影響により、敬老なごき祭りを中止いたしましたので、ご希望されたお二人のご自宅に村長が訪問し、お祝状等をお渡しいたしました。みなさま、おめでとうございます。

総務大臣表彰を受賞

10月12日、行政相談委員の伊藤久夫さん（金田）が、総務大臣表彰を受賞されました。

伊藤さんは、平成17年4月に、総務大臣から行政相談委員に委嘱されて以降、現在まで15年7カ月の間、行政相談委員活動に熱心に取り組まれております。

この度、行政相談委員としての業績が特に顕著で他

の模範となると認められ、表彰を受けることになりました。

今後とも行政相談委員として、国の行政全般について地域の皆様から苦情や意見要望をお聞きいたします。

定例相談所を開設しておりますので、ぜひご相談ください。



【伊藤久夫さん】

避難所運営訓練を実施しました

10月13日、役場職員を対象に「避難所運営訓練」が行われました。

災害協定を締結している白子町の（株）アベクラから講師を招き、段ボールベッド・パーテーションの組立、設置方法の確認。また、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難者受付方法の確認も行いました。



【完成したパーテーション】



【パーテーションの組み立て】



【段ボールベッドの完成】



【発熱者等の専用受付】



【非接触型体温計での計測】

令和2年度 上半期 長生村の家計簿

みなさんが納めた税金、国や県からの交付金などが、どのように使われているかを知っていただくために、村では年2回、収入・支出の状況をお知らせしています。今回は令和2年度上半期(令和2年9月30日現在)です。**問い合わせ** 企画財政課 ☎(32)4743

●一般会計の状況

収入 予算現額 92億5,309万円 収入済額 49億7,753万円 (収納率53.8%)

■ 予算現額
□ (収入済額)

◆税金	みなさんが村に納める税金	16億1,100万円 (9億6,647万円)
村民税	みなさんが所得などに応じて納める税金	6億5,058万円 (3億4,592万円)
固定資産税	土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金	8億164万円 (5億1,694万円)
その他	軽自動車税、たばこ税などの税金	1億5,878万円 (1億361万円)
◆地方交付税	村の財政力に応じて国から交付されるお金	14億3,300万円 (10億9,960万円)
◆譲与税・各種交付金等	国から譲与・交付されるお金	3億8,790万円 (2億1,266万円)
◆国・県支出金	事業など特定の目的の財源として国や県から交付されるお金	33億1,724万円 (17億4,528万円)
◆使用料および手数料	証明書などの発行手数料や村の施設の利用料などのお金	8,922万円 (6,650万円)
◆負担金および分担金	事業を行うにあたって、関係のある人が負担するお金	3,275万円 (1,013万円)
◆借入金	大きな事業を行うために借り入れるお金(村債)	7億1,770万円 (0円)
◆繰越金	前年度から繰り越されたお金	1億8,089万円 (4億7,040万円)
◆その他	財産収入、寄附金、繰入金、諸収入などのお金	14億8,339万円 (4億649万円)

支出 予算現額 92億5,309万円 支出済額 40億3,390万円 (執行率43.6%)

■ 予算現額
□ (支出済額)

◆総務費	村の総括的な事務に使ったお金(特別定額給付金分含む)	26億2,644万円 (18億1,606万円)
◆教育費	学校運営や文化会館・中央公民館など教育全般に使ったお金	20億8,290万円 (2億356万円)
◆民生費	老人福祉や児童福祉、保育所の運営など福祉全般に使ったお金	16億8,764万円 (7億7,004万円)
◆土木費	道路や水路、公園などの整備に使ったお金	10億8,072万円 (4億6,129万円)
◆衛生費	予防接種や検診・環境美化などに使ったお金	5億659万円 (1億8,681万円)
◆公債費	村の借り入れ(村債)の返済に使ったお金	4億4,578万円 (2億1,949万円)
◆農林水産業費	農林業や水産業に使ったお金	3億3,221万円 (1億3,968万円)
◆消防費	消防、防災施設整備に使ったお金	2億8,547万円 (1億3,630万円)
◆その他	議会運営や商工業などに使ったお金	2億534万円 (1億67万円)



※令和元年度から繰り越した事業費(一般会計6億3,363万円)を含む。

●特別会計の状況(特定の事業や特定の資金を運用・管理するための予算)

特 別 会 計 の 名 称	予 算 現 額	収 入 済 額	収 納 率	支 出 済 額	執 行 率
国 民 健 康 保 険	16億5,183万円	7億6,576万円	46.4%	5億9,932万円	36.3%
介 護 保 険	11億8,514万円	7億4,639万円	63.0%	5億4,479万円	46.0%
公 共 下 水 道 事 業	9億900万円	3億6,434万円	40.1%	3億826万円	33.9%
後 期 高 齢 者 医 療	1億8,201万円	6,844万円	37.6%	4,073万円	22.4%

緊急通報装置の貸与を行っています

福祉課 ☎ (32) 2112

村では、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活ができるよう、緊急通報装置を貸与しています。

内容

緊急時に機器本体またはペンダント（写真参照）の緊急ボタンを押すことで、相談センターに通報できる装置を設置します。

この緊急ボタンが押されると、相談センターが電話で状況を確認し、選任された協力員または救急機関（消防署等）に連絡をします。

他に火災警報器も設置し、異常時に相談センターに自動で通報します。

対象者

- ・高齢者（65歳以上）のみの世帯
- ・身体障がい者のみの世帯など
- ※村内に住所を有し、村税の滞納のない世帯が対象です。

申請方法

- ・福祉課福祉係の窓口までお越しください。

※申請の際は、利用者及び緊急時に

おけるご親族の連絡先、安否確認の協力をしていただける人（協力員）などを記載していただきます。

利用料金

貸与にあたり、所得に応じて自己負担金が発生しますので、詳細につきましては福祉課福祉係にお問い合わせください。



福祉カーの貸し出しを行っています

福祉課 ☎ (32) 2112

村では、村内に住所を有する心身障がい者及び高齢者等に、福祉カー（車いす仕様車）を無料で貸し出しています。

対象者

次のいずれかに該当する人（②の場合、団体・施設）

- ①心身障がい者（児）及び高齢者並びにその家族
- ②社会福祉団体及び社会福祉施設
- ③社会福祉ボランティア

※福祉課による運転者の手配は行っておりませんのでご注意ください。

貸出期間

1日以内（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始期間（12月29日から1月3日）を除く、午前8時30分から午後5時15分の間）

利用料金

無料（ただし、燃料は自己負担により使用量と同量を補給し、返却してください）

※走行距離に応じた給油量表があります。

必要書類

- ①利用者の資格確認書類の写し（例：障害者手帳、介護保険被保険者証、健康保険証、施設職員の職員証など）
- ②運転者の運転免許証の写し

利用方法

- ①利用予約
利用日の3日前までに福祉課福祉係へ電話等により予約をしてください。
- ②申し込み
右記の【必要書類】を利用日当日までに福祉課へ提出してください。

※福祉カーは事前に申し出があった人が優先されることから、希望どおりに使用できない場合がありますので、ご承知おきください。



お知らせ

青色会員募集中！

税務課 ☎ (32) 2113

事業所得（営業・漁業・農業）や不動産所得（アパート・駐車場）等すべての個人事業者は、一定の帳簿を備え付け、記帳された帳簿にもとづいて申告・納税を行います。

「青色申告」にすると数々の節税効果のある特典が適用され、白色申告とくらべて所得税、住民税や国民健康保険税の納税額が大きく変わります。確定申告の必要がある人は、ぜひ青色申告をしましょう。

代表的な青色申告の特典

- ・青色申告特別控除
- ・青色事業専従者給与
- ・純損失の繰越控除、繰戻還付手続き

申請方法

「青色申告申請承認書」を令和3年3月15日（月）までに茂原税務署へ提出してください。

お問い合わせ

茂原税務署管内青色申告会

☎ (23) 1273

村ふおと

みんなが撮った長生村での
たからもの
写真を紹介します。



◀ 実りに感謝
昔見た、米どころの秋の風景が長生村で蘇っていました。

● ハワユ

掲載写真募集中！

●応募方法

以下の注意事項をご覧のうえ①住所②氏名③年齢④ペンネーム⑤タイトル⑥ひとことを記入し、メールをお送りください。
mail: taiyo-kun@vill.chosei.lg.jp
総務課広報広聴係まで



●注意事項

- ・公序良俗に反しないこと・政治宗教団体、営利目的の投稿不可
- ・添削あり・著作権、肖像権、プライバシーなど第三者の権利を侵害しないこと
- ※広報に掲載できなかった写真は、村ホームページ、村SNSで紹介する予定です。

令和3年度保育所と学童保育所の入所の受付を行います

子ども教育課 ☎ (32) 2117

○保育所の入所受付

令和3年4月から（年度途中入所予定者も含む）の新規入所児童の入所受付を保健センターで行います。申し込みに必要な書類は、各保育所または子ども教育課（保健センター）で配布していますので、ご記入のうえ左記受付日にご持参ください。

なお、現在保育所に入所している児童の継続利用申し込みは、12月上旬に保育所から書類を配布する予定です。

受付日

11月25日（水）

一松保育所を希望する人

11月26日（木）

高根保育所を希望する人

11月27日（金）

八積保育所を希望する人

※当日都合の悪い人は、11月30日（月）まで子ども教育課で随時受付を行いますので、事前に電話をしてからお申し込みください。

受付時間

午後1時30分～3時30分

受付場所

子ども教育課（保健センター）

○学童保育所の入所受付

令和3年4月から（年度途中入所予定者も含む）の学童保育所の入所受付を行います。申し込みに必要な書類は各学童保育所または子ども教育課（保健センター）で配布していますので、ご記入のうえ期間内に子ども教育課へご持参ください。

受付日

10月12日（月）～11月30日（月）

※土日祝日の受付は行っておりません。

受付時間

午前8時30分～午後5時15分

受付場所

子ども教育課（保健センター）

入所資格

村内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、昼間常に保護者（親またはこれに代わる者を含む）が就労などにより不在のため保育できない家庭の児童。